

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和4年 10月24日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年10月24日(月) 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	8 平本 勲	9 毛塚 信道
10 狐塚 正直	12 山崎 幸行	13 大谷 朗	14 泉田 裕美
15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基		

欠席委員 7 柴 賢一郎

## 農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 任	越沼 史晴
主 事	田中 翔汰		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	買受適格証明願について
議案第5号	非農地証明願について
議案第6号	空き家付属農地の指定申請について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用配分計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第6号	農地法第5条の規定による農地転用届出書専決処理の取消報告について

## 開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和4年10月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は7番柴委員から欠席の届出があり、ただ今の出席委員は、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

## 議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、13番大谷朗委員、14番泉田裕美委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が9件、使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大宮地区を中心に米を作付しております。申請地は、前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご

覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、都賀町において米、野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番及び4番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。譲受人が同一であるため、一括してご説明いたします。

譲受人は、西方町において牧草等を作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後は牧草を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町において米、麦を作付しております。申請地はいずれも市街化区域であるため、農地法に基づき使用貸借権を設定することとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町を中心に米、麦を作付しております。申請地は、譲受人が以前から隣接の経営農地と一体で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番及び8番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。譲受人が同一であるため、一括してご説明いたします。

譲受人は、藤岡町において米、麦、野菜を作付しております。申請地は、譲渡人から売却の相談を受け、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得することとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町において米を作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町においてぶどう、野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き野菜を作付し、将来的にはぶどうを作付することも検討しております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上10件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(川田委員)

今回の北部調査委員長の16番川田です。

今回は、私と4番正田委員、19番大塚委員の3名と事務局2名で、20日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が4件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(平本委員)

今回の南部調査委員長の8番平本です。

今回は、私と6番小林委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、21日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転が5件、使用貸借権が1件、合計6件の申

請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の5ページをご覧ください。  
今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、太陽光発電設備の転用です。地図は1ページです。  
事業計画者は、災害や高齢化により離農した経緯があります。現在の年金収入とは別に、今後の安定収入が見込める事業を模索していたところ、太陽光発電事業を検討することとなりました。

農地区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実性等も問題がありません。また、周辺の耕作に支障はないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。</p> <p>北部調査委員長をお願いします。</p>
北部調査委員長 (川田委員)	<p>今回北部は、太陽光発電設備1件の4条申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。</p> <p>16番川田委員をお願いします。</p>
川田委員	<p>16番川田です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局及び調査委員と先日現地調査を行いました。特に問題はないと思われまますのでご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
越沼主任	<p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>今回の7番の案件については、9月19日に事業計画者から許可申請の取下願が提出されておりますので、7番を除く12件についてご説明いたします。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、保育園の転用です。地図は2ページです。</p>

事業計画者は、申請地隣接に保育園を運営しています。子育て支援施設の開所により、既存の遊戯室が使えない状態で、また園庭も狭く運動会は大宮南小学校の校庭を借りており、駐車場についても保護者が参観する行事のときに足りていない状況であり、今回の申請に至りました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。公共性が高いと認められる事業、いわゆる土地収用法第3条該当事業であるため例外規定に該当します。

取水は市営水道、排水は既存敷地の合併浄化槽処理後市有水路に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、貸資材置場、貸駐車場の転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、申請地の近くで、石油製品販売、LPガス販売、住宅設備工事、自動車整備、リースレンタカー、保険業等を運営している法人の代表者です。代表者名義で土地を取得し、法人に貸し出すため、貸資材置場、貸駐車場という転用目的となっております。

当該申請地の近接する土地に現在の駐車場及び資材置場がありますが、それらを今回の申請地にすべて移設し、現在の敷地については大型車の駐車場及び洗車場として利用する計画があります。また市内の事業用地の駐車場の一部を仮置場として利用しておりますが、事業所近くに移転し遠方にあることの支障を解消するため、さらなる駐車場の面積が必要となっております。これら業務運営の安全性や効率性を考慮し、新たな駐車場、資材置場が必要であるため、申請に至りました。

農地の区分は、栃木市役所大宮公民館から300m以内の第3種農地であり、立地基準は原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、太陽光発電事業の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を行う電気事業者で、電力の発電事業及び小売事業を行っております。今回の計画はFIT法による東京電力の固定買取ではなく、自ら発電設備を保有し、自ら小売事業者として電力供給を行います。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。



取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番・5番は、資材置場を目的とした同一の事業計画であるため一括で説明いたします。4番が売買、5番が賃貸借であるため、別申請となっております。地図は5ページです。

事業計画者は、建設業及び廃棄物処理・運搬等を営む法人です。昨今の台風被害により公共工事の受注が増えており、今後も事業拡大のために設備投資を行っていく予定です。また、現在の資材置場の一部を返却することとなったことから、新たに資材置場を確保する必要があります。利便性の観点から、本社付近、主要道路付近を検討したところ、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、令和4年8月に農振除外がされており、農地の広がり10ha以上の第1種農地、および広がり10ha未満の第2種農地となり、集落接続の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅の転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3名で生活しておりますが、現在の住まいでは手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続しているため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅の転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3名で生活しておりますが、子供の成長にともない手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続しているため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、砂利採取、表土置場の1年間の一時転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、砂利採取事業を営む法人であり、良質な砂利が見込まれるため、申請に至りました。今回では大塚町の農地で砂利採取をし、都賀町家中の農地に表土を置く計画です。

農地区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ではありますが、一時転用の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

大出主査

10番については、一般住宅の拡張の転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、隣接西側に居住しております。現在の敷地では来客用駐車場が手狭なため、今回の申請にいたしました。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地ではありますが、既存敷地拡張の例外規定に該当します。

取水、排水は無く雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、一般住宅の転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、県外のアパートに夫婦で暮らしております。長年、実家近くにマイホームを建築することを計画していました。今回、諸条件が整い実家隣接の父が所有する申請地に、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、沿線に上下水管が埋設され、500m以内に病院、歯科クリニックがあるため第3種農地であり、原則許可となります。

取水は市営水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、一般住宅の転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、市外の社宅に家族4人で居住しておりますが、現在の住まいでは手狭なため、自己用住宅の建築を計画しました。

農業に興味があり、義父の農業も手伝っていくため、今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は井戸水、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。  
スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番は、太陽光発電設備の転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電は環境にやさしく、災害時にも役立ち、社会貢献になると考え、申請に至りました。

農地の区分は、沿線に上下水管が埋設され、500m以内に栃木市立藤岡中学校、バンビ幼稚園があるため第3種農地であり、原則許可となります。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、1番から5番及び9番の案件については、面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長  ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。なお、番号7番については、取り下げ願いが出されていますので除きます。

北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(川田委員)  今回北部は、保育園が1件、貸資材置場・貸駐車場が1件、太陽光発電設備が1件、資材置場が2件、一般住宅が2件、砂利採取・表土置場が1件、合計8件の5条申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長  ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (平本委員)	<p>今回南部は、一般住宅の拡張が1件、一般住宅が2件、太陽光発電設備が1件の合計4件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、5番長委員お願いします。</p>
長 委員	<p>5番長です。</p> <p>事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号2番について、9番毛塚委員お願いします。</p>
毛塚委員	<p>2番毛塚です。</p> <p>調査委員長および事務局の説明のとおり、間違いはないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番について、欠席の7番柴委員に代わりまして、4番正田委員お願いします。</p>
正田委員	<p>4番正田です。</p> <p>柴委員から、「事前調査をしたところ、隣接地も太陽光発電設備が設置してあるということと、周りの環境に対しても問題ない」ということでした。</p> <p>先日私たちも現地確認したところ同様の意見でしたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号4番、5番について、16番川田委員お願いします。</p>
川田委員	<p>16番川田です。</p> <p>資材置場の転用ということですので、周辺農地への影響もなく問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号6番、8番、9番の大塚町分について、1番私、若色より述べます。</p>

調査委員長及び事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたしますと思います。ただ9番の砂利採取ですが、右側にある工場があるので大丈夫だろうかと思いましたが、農業委員会の方では法律的には何の問題もないという事でした。

議長 番号9番の都賀町家中分について、19番大塚委員をお願いします。

大塚委員 19番大塚です。  
砂利採取後の表土置場として、1年間の許可申請ですので特に問題はないと思われます。水が汚染されないよう気をつけてもらいたいです。ご審議よろしくお願いします。

議長 番号10番について、6番小林委員をお願いします。

小林委員 6番小林です。  
事務局及び調査委員長の報告のとおりで何も問題ございませんのでご審議よろしくお願いします。

議長 番号11番、12番について、17番荒川委員をお願いします。

荒川委員 17番荒川です。  
両方とも住宅の転用ということで周辺農地への影響もなく、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 番号13番について、2番高際職代をお願いします。

高際職代 2番高際です。  
調査委員長及び事務局の説明のとおり何も問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、7番を除く案件については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は7番を除いて原案のとおり許可する

ことに決定いたしました。

なお、1番から5番及び9番の案件については、30アールを超えますので、栃木県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

次に、議案第4号「買受適格証明願について」を、議題とします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

大出主査

議案書11ページをご覧ください。

今月は申請が1件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、願出人の経営規模拡大を目的とした証明願です。  
願出人は、沼和田町において野菜を作付しております。経営規模拡大を検討していたところ、公売の情報から居住地に近い農地を見つけたため申請に至りました。農地取得後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しておらず、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしているため、買受適格証明をすることはやむを得ないと思われれます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(川田委員)

今回北部は、1件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、買受適格証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第5号「非農地証明願について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
大出主査	議案書の13ページをご覧ください。 今回は4件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。  1番の案件については、地図は12ページです。 申請地は1筆で、航空写真等より、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。なお、令和4年8月に農振除外がされております。スクリーンをご覧ください(写真説明)  2番の案件については、地図は13ページです。 申請地は2筆で、航空写真等より、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)  3番の案件については、地図は14ページです。 申請地は1筆で、現況写真等により、平成4年以前から山林化していることが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)  4番の案件については、地図は15ページです。 申請地は2筆で、航空写真等より、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。なお、令和4年8月に農振除外がされております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)  以上4件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いたします。

北部調査委員長 (川田委員)	<p>今回北部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長申し上げます。</p>
南部調査委員長 (平本委員)	<p>今回南部は、3件の申請がありました。</p> <p>2件は20年以上、宅地などとして利用されてきたことを理由とし、1件は山林化していることを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、5番長委員申し上げます。</p>
長 委員	<p>5番長です。</p> <p>事務局及び事前調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思っておりますので皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号2番について、8番平本委員申し上げます。</p>
平本委員	<p>8番平本です。</p> <p>ただいま調査委員長として説明したとおりでございますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番4番について、3番五十畑職代申し上げます。</p>
五十畑職代	<p>3番五十畑です。</p> <p>3番、4番の案件につきましては、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>



	(質疑なし)
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「空き家付属農地の指定申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
石川補佐	<p>今月は、15ページの1件の申請がありました。地図は16ページです。</p> <p>申請者は、住宅の売却のため空き家バンクに登録し、併せて農地の売却のため今回の申請をしております。対象の農地は空き家の東側に隣接しており、空き家の取得者が一体的に利用することが適切と思われます。</p> <p>スクリーンをご覧ください。赤枠の中が申請地となります。</p> <p>(写真説明)</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。</p>
南部調査委員長 (平本委員)	<p>今回南部は、1件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、空き家と農地を一体的に利用することは適切でありますので、指定することは妥当であると考えられます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、地元委員の意見を伺います。3番五十畑職代をお願いします。</p>
五十畑職代	<p>3番五十畑です。</p> <p>先日現地を見てまいりました。事務局の説明のとおり草もきれいになっておりますし、畑の方にはネギや里芋が植えてありました。調査</p>

委員長の説明のとおり何も問題はないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり指定することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり指定することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定

いたしました。

次に、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長

議案9号について、今年7月以降の総会で上程されるのが初めてなので説明します。

所有者が中間管理機構である栃木県農業振興公社に農地を預け借り手を探してもらい、公社が担い手等の耕作者に貸し付けるというのが集積計画です。その農地の耕作者が決まりましたというのが配分計画です。その配分計画案は農業委員会に意見を求めることとなっており、総会の議案となります。

平成25年度から始まった本制度ですが、所有者が公社に預けるときに耕作者である担い手は決まっているという例が多いことから、令和元年から集積と配分を一緒に行う「集積計画一括方式」制度ができ、新たな配分計画の議案は上程されません。

1番の例は、公社に農地を10年間預け、10年間耕作する者が決まっていたのですが、6年耕作していた者が耕作できなくなったので、残りの4年について新たな耕作者が決まり上程されているものです。

2番の例は、所有者不明農地制度で不明農地の所有者に成り代わる公社と耕作者が5年契約していたものが、1年で耕作者が変更になり、残りの4年について新たな耕作者が決まり上程されているものです。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第6号までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。  
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年10月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後4時10分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和4年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (大 谷)

署名委員 \_\_\_\_\_ (泉 田)